

# 施策目標個票

(国土交通省26-⑱)

施策目標	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 全ての実績が目標を達成した。
	施策の分析	施策目標達成にかかる各業績指標等は順調に推移しており、事前分析表に掲げる各事業(達成手段)が横断的に有効かつ効率的に寄与している。 船舶交通の安全の確保には、航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇等による航法指導、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供等が効果的に機能していると分析。 また、海上の治安の確保には、当庁が関係機関と連携しつつ実施している、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、警乗、旅客ターミナル警戒等が効果的に機能していると分析。
	次期目標等への反映の方向性	船舶交通の安全の確保については、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各事務事業等を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該事務事業等を継続して実施していく。 また、海上の治安の確保については、不安定な国際情勢の中で未だに予断を許さない警備情勢を踏まえ、「臨海部の重要施設等の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」をテロ対策の主軸業務とし、総合的かつ強力に推進していく。

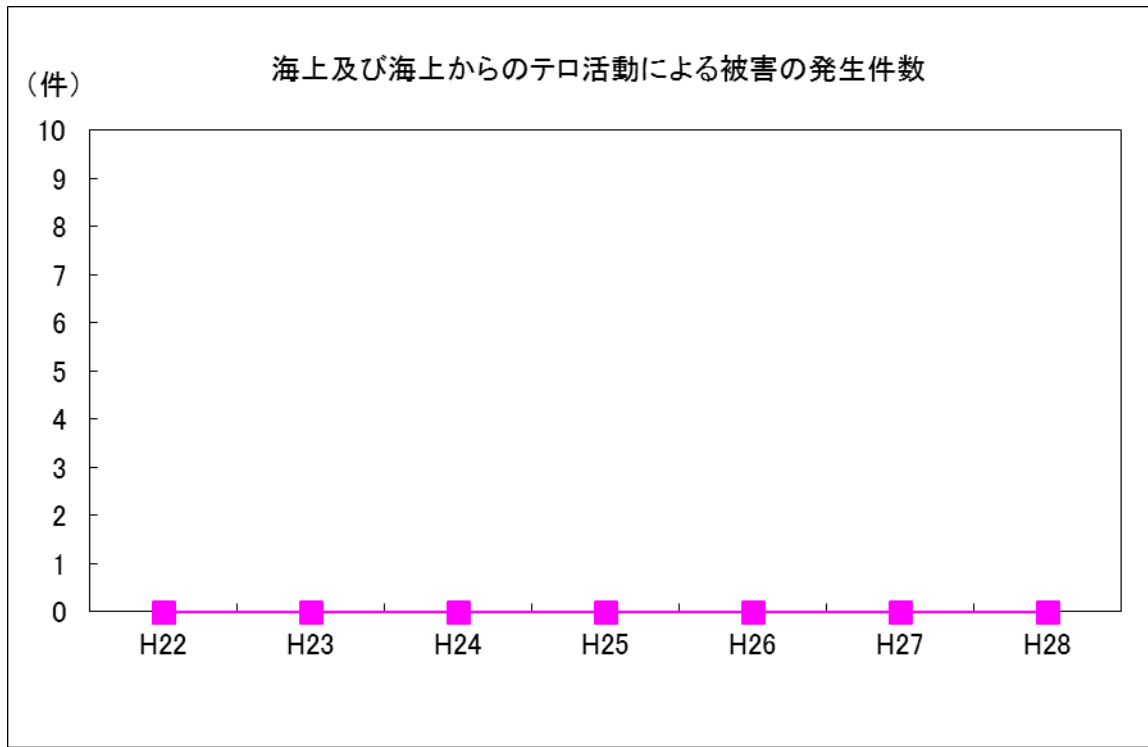
業績指標	89 海上及び海上からのテロ活動による被害発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		14年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	A	0件
	年度ごとの目標値	/	0件	0件	0件	0件	0件		/
業績指標	90 要救助海難の救助率	初期値	実績値					評価	目標値
		18~22年の平均	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年
		95.2%	96%	95%	96%	96%	95%	A	95%以上
	年度ごとの目標値	/	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上		/
業績指標	91 ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	初期値	実績値					評価	目標値
		14年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	A	0件
	年度ごとの目標値	/	0件	0件	0件	0件	0件		/
関連指標	関9 航路標識の自立型電源導入率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年度
		81.6%	-	81.6%	84.5%	85.3%	85.9%		86%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
		予算の状況(百万円)	当初予算(a)	79,005	88,199	85,954
補正予算(b)	22,590		19,036	21,302	-	/
前年度繰越等(c)	26,791		11,351	4,110	-	/
合計(a+b+c)	128,385		118,586	111,366	85,193	/
	執行額(百万円)	114,342	112,813	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	11,362	4,110	/	/	/
	不用額(百万円)	2,681	1,663	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成27年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	海上保安庁	作成責任者名	総務部政務課 (課長 上原 淳)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	---------------------	----------	---------





**事務事業等の概要**

**主な事務事業等の概要**

- ①テロ対応体制の強化
    - ・巡視船艇・航空機等の充実整備及び効果的な運用
    - ・巡視船艇・航空機職員の技術向上
    - ・関係機関との事案対処に係る連携強化
  - ②情報収集、分析、伝達体制の強化
    - ・緊急通報用電話番号「118番」の効果的な運用
    - ・携帯電話からの118番通報の通報位置情報を活用
    - ・データベースの最適化
    - ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化
  - ③テロへの警備警戒
    - ・臨海部の重要施設（原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設、米軍施設等）を対象にした巡視船艇・航空機による監視・警戒。
- |                       |                     |                     |
|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 | 1 1 5 億円（平成 2 5 年度） | 1 7 6 億円（平成 2 6 年度） |
| 船舶建造費                 | 3 8 2 億円（平成 2 5 年度） | 3 3 2 億円（平成 2 6 年度） |

**関連する事務事業等の概要**

なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであった。これはテロの未然防止に係る各種施策が効果的に機能したものと分析できる。

**(事務事業等の実施状況)**

①テロ対応体制の強化

- ・東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ等に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ等の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティの向上を図った。
- ・国際港湾において、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するなどして、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携強化を推進した。
- ・速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進し、効果的な運用を推進した。
- ・巡視船艇・航空機職員の技術向上を図った。
- ・個人装備等の充実整備を図った。
- ・海上自衛隊と原子力発電所に対するテロ対処共同訓練を実施し、事案対処に係る連携を強化した。

②情報収集、分析、伝達体制の強化

- ・テロ対応に関する情報収集等のために、緊急通報用電話番号「118番」の効果的な運用を図った。
- ・携帯電話からの118番通報があった場合には通報位置情報も受信し、海上保安業務情報システムに表示さ

- せることにより、情報の効果的な活用を図った。
- ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化を図った。
  - ・海上防犯活動等の充実強化を推進した。
- ③テロへの警備警戒
- ・臨海部の重要施設（原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設、米軍施設等）に対する海上からのテロに備え、巡視船艇・航空機による監視・警戒を実施するとともに、海事関係者等に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
  - ・ゴールデンウィークや夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客ターミナル等の警戒を行った。
  - ・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、船舶保安情報や、保安措置について調査する立入検査等から、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。
  - ・「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、我が国領海等において正当な理由なく停留や徘徊等の不審な航行を行っている外国船舶に対し厳正に対応し、領海の安全確保に努めた。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標の実績値は、平成25年度及び平成26年度においても0件であった。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ、実施している巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、警乗、旅客ターミナル警戒等の事務事業等が効果的に機能しているものと分析し、「A」と評価した。

当庁においては、海上及び海上からのテロの未然防止に万全を期してきているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断を許さない状況にある。

このため、「臨海部の重要施設等の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の厳正な実施」、「領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備の厳正な実施」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

**平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成27年度)  
なし

(平成28年度以降)  
なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：海上保安庁警備救難部警備課（課長 廣川 隆）  
関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 伊藤 裕康）

**業績指標 90**

要救助海難の救助率

**評価**

A	目標値：95%以上（毎年） 実績値：96%（平成25年度） 95%（平成26年度） 初期値：95.2%（平成18年から平成22年の平均）
---	---

**(指標の定義)**

要救助海難の救助率とは、要救助者に対する救助成功者の割合をいう。

救助率 = (救助された乗船者数 + 救助された海中転落者数) / (自力救助を除く要救助海難の乗船者数 + 自力救助を除く乗船者の海中転落者数)

**(目標設定の考え方・根拠)**

海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上することが重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成23年3月31日に閣議決定された第九次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保とすることが目標に掲げられている。

**(外部要因)**

気象海象、小型船舶の隻数の増減

**(他の関係主体)**

各地方自治体、海事関係者、民間海難救助組織

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日閣議決定）  
「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保」

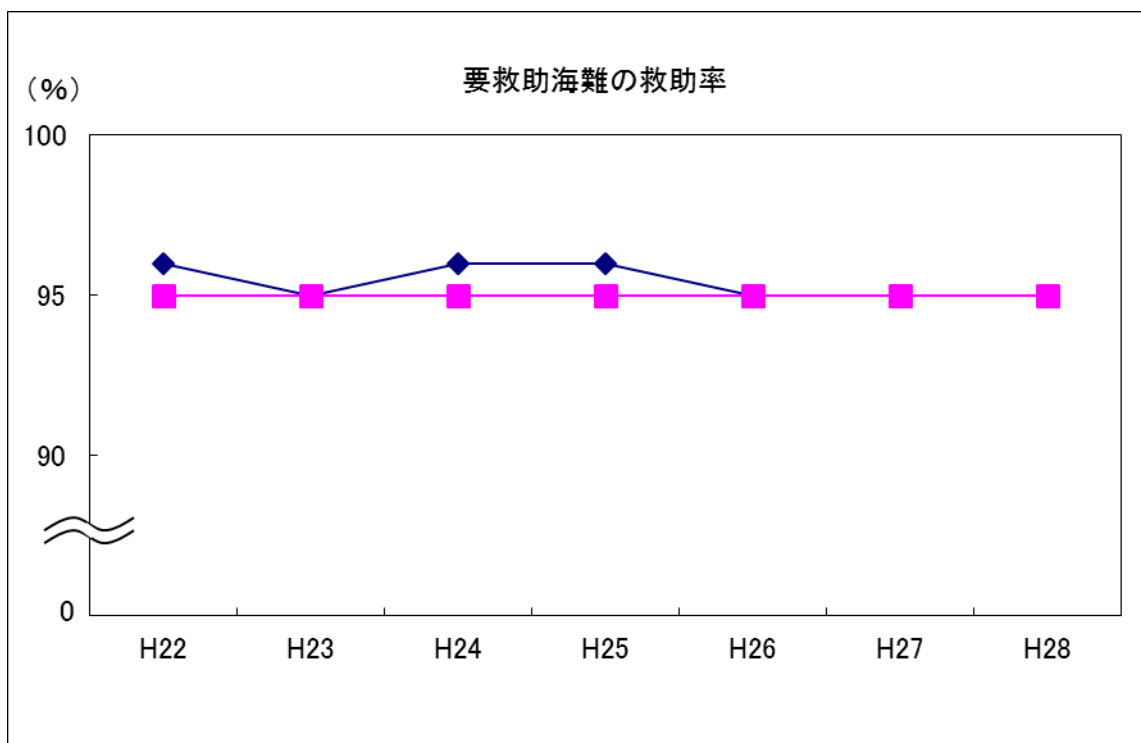
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
96%	95%	96%	96%	96%	95%



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

- ① 海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進  
海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間を2時間以内とするために以下の事業を実施。
  - ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用）の指導・啓発
  - ・漁業関係者に対する指導
- ② 救助・救急体制の充実  
沿岸海域における迅速かつ確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施
  - ・救難体制の強化
  - ・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施
  - ・携帯電話からの118番通報の通報位置情報を活用
- ③ ライフジャケットの着用率の向上  
ライフジャケットの着用率の向上を目指すために以下の事業を実施。
  - ・自己救命策確保の指導・啓発
  - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等の拡充及び地域拠点化の展開
  - ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導

予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部	118億円（平成25年度）	178億円（平成26年度）
船舶建造費	382億円（平成25年度）	332億円（平成26年度）

### 関連する事務事業等の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・「要救助海難の救助率」は、平成25年度96%、平成26年度95%となり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年度において目標の95%以上を達成することができた。
- ・引き続き本事業を推進していくことで95%以上を達成できるものと思料する。

#### （事務事業等の実施状況）

- ① 海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進
  - ・「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
  - ・海難率の高い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。
  - ・GMDSS機器（注1）の適正使用の指導・啓発を実施した。
- ② 救助・救急体制の充実
  - ・速力、捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備等を行った。
  - ・周辺国等の捜索救助機関の実務者間による協議並びに捜索救助に関する合同訓練及び机上訓練を実施した。
  - ・公益社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
  - ・メディカルコントロール体制（注2）の充実のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の救急救命処置等に関する所要の改善を図った。
  - ・携帯電話からの118番通報があった場合には通報位置情報も受信し、海上保安業務情報システムに表示させることにより、情報の効果的な活用を図った。
- ③ ライフジャケット着用率の向上
  - ・「海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
  - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した（平成26年末現在、全国694箇所となっている）。さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用の推進の働きかけを行い、平成26年末現在、全国29の府県で3279人の女性着用推進員が誕生する等、漁業者自らがライフジャケット着用の推進を図る取り組みを実施した。
  - ・プレジャーボート等の乗船者における着用義務違反に対して指導を実施した。

（注1）：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

（注2）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保証する体制

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成25年度及び平成26年度においても目標値を達成することができた。

- ・この結果は、当庁が実施している海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進、救助、救急体制の充実等の取組が機能した結果であり、現在の事業を継続することが適当であると判断し「A」と評価した。
- ・引き続き、本事業を推進していく。

#### 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁警備救難部救難課 (課長 粟津 秀哉)

関係課：海上保安庁警備救難部管理課 (課長 伊藤 裕康)



**業績指標 9 1**

ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数

**評 価**

A	目標値：0 件（毎年度） 実績値：0 件（平成 2 5 年度） 0 件（平成 2 6 年度） 初期値：0 件（平成 1 4 年度）
---	--

**（指標の定義）**

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長 5 0 m 以上）が通常航行する航路を閉塞、多数の死傷者の発生、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼすなどの社会的影響が著しい海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

**（目標設定の考え方・根拠）**

ふくそう海域で過去に発生した大規模海難（平成 9 年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成 2 1 年の関門海峡でのくらまと CARINA STAR 号の事故）の社会的影響の重大性に鑑みて、毎年度発生数 0 件を目標とする。

**（外部要因）**

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

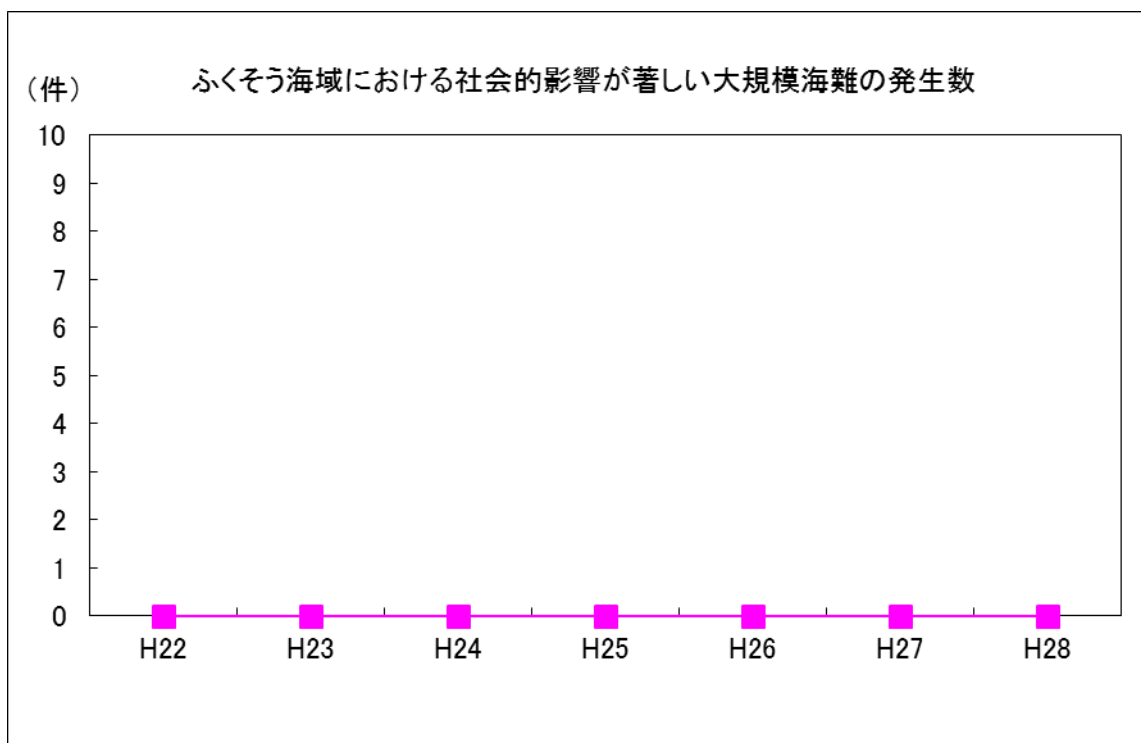
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 4 年 8 月 3 1 日）「第 3 章に記載あり」

**【その他】**

- ・第 9 次交通安全基本計画（平成 2 3 年 3 月 3 1 日）「第 2 部に記載あり」

過去の実績値					（年度）
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 6
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

- ① 海上交通センター等の的確な運用  
予算額：航路標識整備事業費の一部 3.9億円（平成25年度） 23.1億円（平成26年度）
  - ・海上交通センター等において的確な航行管制、情報提供、海域特性に応じた危険防止のための措置等を継続して実施する。
  - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施する。
- ② 海上交通法令の励行・巡視船艇等による航法指導等を実施する。
- ③ 航路標識の高度化等の整備等
  - ・気象情報提供体制を強化するため、灯浮標をプラットフォームにした気象情報提供システムを整備する。
  - ・雨、霧などの視界不良時等において、より安定した運用が必要となる航路標識にAIS信号所を整備する。
- ④ 安全対策の強化
  - ・東京湾における海上交通管制の一元化のため、湾内全ての港内交通管制室と東京湾海上交通センターを統合し、船舶動静監視と情報提供を一元的に実施する体制を構築する。

### 関連する事務事業等の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇等による航法指導等、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成26年度においても大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

#### （事務事業等の実施状況）

- ① 海上交通センター等の的確な運用
  - ・関門海峡海上交通センターの信頼性の強化のため、電源の二重化整備を実施した。
  - ・備讃瀬戸海上交通センターのレーダー不感地帯の解消のため、備讃瀬戸航路（粟島）にレーダー局整備を実施した。
  - ・海上交通センター等において的確な航行管制、情報提供、海域特性に応じた危険防止のための措置等を継続して実施した。
  - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施した。
- ② 海上交通法令の励行
  - ・巡視船艇等による航法指導等を実施した。
  - ・海難の発生状況を踏まえ、プレジャーボート、漁船に対して重点的な安全指導を実施した。
- ③ 航路標識の高度化等の整備等
  - ・気象情報提供体制を強化するため、灯浮標をプラットフォームにした気象情報提供システムを整備した。  
（浦賀水道、伊予灘、関門海峡）
  - ・雨、霧などの視界不良時等において、より安定した運用が必要となる航路標識にAIS信号所を整備した。  
（浦賀水道、伊予灘、関門海峡）
  - ・海の安全に関する情報を提供するスマートフォン向けのサイトの整備を推進した。
- ④ 安全対策の強化
  - ・東京湾における海上交通管制の一元化のため、湾内全ての港内交通管制室と東京湾海上交通センターを統合し、船舶動静監視と情報提供を一元的に実施する体制を構築するため、レーダーなどの関連施設の整備等を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度及び平成26年度においても、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難は0件であり目標を達成できた。この結果は、施策が有効であったと評価できるものであり、現在の施策を継続することが適当であることから「A」と評価した。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数0を目指す。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：海上保安庁交通部企画課（課長 服部 真樹）  
関係課：海上保安庁交通部安全課（課長 伊丹 潔）  
計画運用課（課長 尾崎 正宏）  
整備課（課長 粟井 次雄）

**関連指標 9****航路標識の自立型電源導入率****実績値等**

目標値：86%（平成28年度）  
実績値：85.3%（平成25年度）  
85.9%（平成26年度）  
初期値：81.6%（平成23年度）

**(指標の定義)**

航路標識のうち、電源として太陽光発電等を導入している標識数

**(目標設定の考え方・根拠)**

航路標識用電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合

【社会資本整備重点計画第3章災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

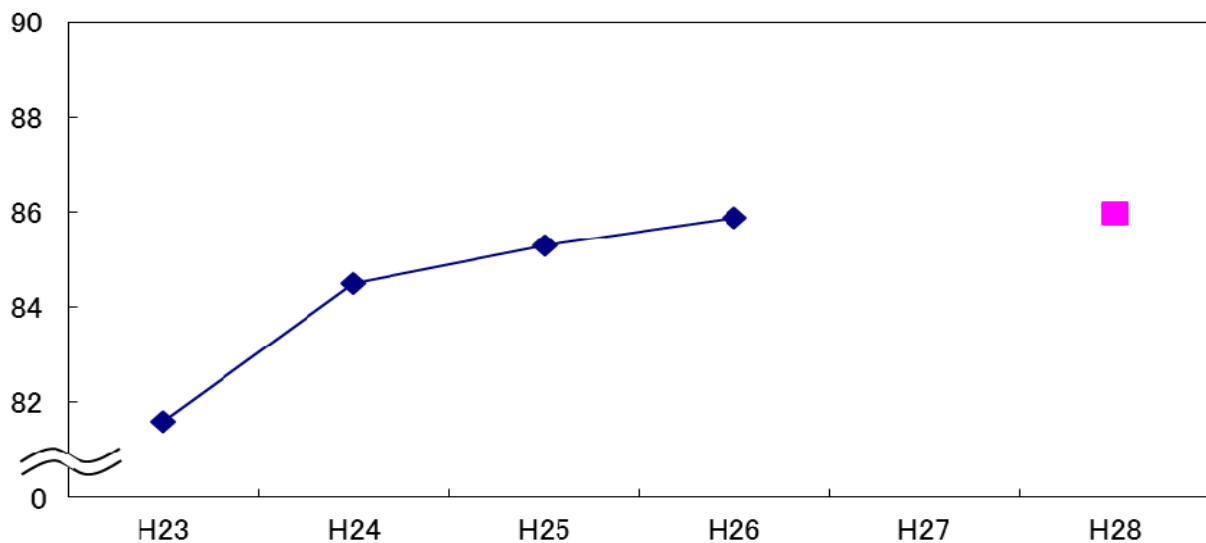
・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

**【その他】**

なし

**過去の実績値****(年度)**

H22	H23	H24	H25	H26
—	81.6%	84.5%	85.3%	85.9%

**(%)****航路標識の自立型電源導入率**

## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

地震発生後、船舶の安全で円滑な交通を確保するための対策としての航路標識の耐震化及び太陽光発電による自立型電源化を図ることで、災害時における緊急輸送のバックアップ機能を強化するとともに、円滑な交通を確保する。

予算額：航路標識整備事業費の一部 1. 0億円（平成25年度） 1. 5億円（平成26年度）

### 関連する事務事業等の概要

航路標識の省エネ・エコロジー化を行う。

## 達成状況等

### 目標の達成状況等

#### （目標の達成状況）

目標は平成28年度に86%のところ、最新の実績値（平成26年度）は85.9%である。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・ 60基（平成25年度：35基、平成26年度：25基）の航路標識の電源をクリーンエネルギー化
- ・ 128基（平成25年度：31基、平成26年度：97基）の航路標識の光源をLED化

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁交通部企画課（課長 服部 真樹）

関係課：海上保安庁交通部計画運用課（課長 尾崎 正宏）

整備課（課長 粟井 次雄）